

トライ補助金の募集開始

海外の見本市・展示会などに出席する市内の中小企業・業界団体などに出席関連経費の一部を補助します。詳しくはお問い合わせください。

【詳細】産業振興課 ☎(211)2352

産業振興センター技能訓練棟 4月1日オープン

企業研修などに20〜90人収容のセミナールーム、実習室などをお貸しします。

所在地白石区東札幌5の1。

料金、申込方法などは、さっぽろ産業振興財団(同訓練棟内)、区役所で配布中のリーフレットをご覧ください。

【詳細】さっぽろ産業振興財団 ☎(820)3033

企業ドック診断

コンピューターによる、無料の財務診断です。収益性や財務流動性などについて多角的に分析します。財務内容の確認などにご利用ください。

【詳細】市中小企業支援センター ☎(200)5511



住宅・土地

グリーンピアしのろ宅地分譲

戸建て住宅用地新規分譲14区

画、継続分譲48区画。面積 200・25〜545・25平方メートル。価格 945万8千円〜千960万8千円。店舗・事務所用地新規分譲6区画、継続分譲14区画。面積 227・63〜8千755・34平方メートル。価格 千90万9千円〜2億7千666万8千円。

【詳細】申込新規分譲 4月27日(土)〜5月5日(祝)。申し込みが重複した場合は6日(休)に抽選。継続分譲 随時先着で。案内書は分譲担当課(中央区北1西1安田生命ビル6階)、区役所で配布中。現地案内所は4月20日(土)、新モデル住宅展示場は27日(土)にオープン。

【詳細】分譲担当課 ☎(211)2722

春の建築物防災週間 4/20〜4/26

外壁などの落下による事故や地震・火災などによる災害を防ぐため、建物の所有者は日ごろから点検を心掛けてください。また、耐震診断・耐震改修により、安全性を高めてください。

【詳細】監察課 ☎(211)2867

市街化調整区域とは

市街化調整区域は、都市の健全な発展と計画的な街づくりの推進を図るため、市街化を抑制する区域として定められています。一般住宅はもちろん、簡易なプレハブ構造の

建物などについても、構造・用途や基礎の有無にかかわらず建築が規制されています。農業用倉庫を工場など別の目的に使用する用途変更も規制されています。

土地購入についての相談

「市街化調整区域とは知らずに土地を買ってしまった」「土地を買ったが、公道に接しておらず家を建てられない」など、土地売買に関するトラブルが増えています。契約書を取り交わしたり、手付金を支払ったりする前にご相談ください。また、市街化調整区域の山林や原野を画面上で区分筆し、宅地に見せかけた現状有姿分譲地に、将来市街化区域となる保証はありませんのでご注意ください。

【詳細】宅地課 ☎(211)2512

融雪期の土砂災害にご注意を。がけの近くにお住まいの方は、土地をお持ちの方は、融雪水による土砂災害にご注意ください。

点検①融雪水でがけ面が緩んでいないか。②異常に流水が集中したり、がけ面からわき水が出たりしていないか。③擁壁に膨らみや亀裂が生じていないか。

防災の心得

融雪水ががけ面に流れ込まないように板や土のうなどで仮排水路を作り、水はけをよくしてください。擁壁などに異常を発見したとき

は、早急に宅地課へ相談してください。

丘陵地などの土地と許可工事

丘陵地や山側一帯は土砂流出やがけ崩れ防止のため、宅地造成等規制法に基づき工事規制区域に指定されています。この区域内で土木工事を行う場合は許可が必要です。手続きをしないと工事のやり直しになるほか、違反工事として処罰の対象となる場合がありますので、事前に宅地課へ相談してください。

【詳細】宅地課 ☎(211)2512

宅地造成工事許可申請の手引き

宅地造成工事規制区域内で宅地造成などの工事をするときは、工事によるがけ崩れや土砂流出災害を防止するため、事前に許可が必要です。その際の技術基準などをまとめた手引書を、4月1日から有料で頒布します。この手引書を参考に安全な宅地造成を進めてください。

【詳細】頒布場所・価格市役所2階市政情報センター。千200円。宅地課 ☎(211)2512

高齢者・障害者住宅

リフォーム資金融資

対象次の要件を満たす方。①市内に住所を有する。②55歳以上の方、障害者手帳・療育手帳をお持ちの方またはこれ

らの方と親子関係にある方。③申し込み時に20歳以上で75歳もしくは70歳までに返済できる償還能力を持つ。④前年所得が千200万円以下。⑤市民税の滞納がない。

限度額・償還期間

無落雪屋根などへの改造を含む場合 400万円、20年以内。含まない場合 300万円、15年以内。無担保融資は5年以内。無利子。

【償還方法】元金均等毎月返済。

申込 4月15日(月)から区役所保健福祉サービス課、市役所2階地域計画課で配布する申込書を記入し、来年1月31日(金)までに提出。詳しくはお問い合わせを。

【申込先・詳細】地域計画課民間住宅相談係 ☎(211)2832

草刈り指導は区役所へ

住宅地域内の雑草が繁茂している空き地については、依頼により、土地の所有者・管理者に草刈りの指導をします。4月1日からは、区役所で依頼をお受けします。

【依頼先・詳細】区役所(19階)、ただし、東区は ☎(711)3211、南区は ☎(581)5211)の地域保健課

高齢者向け優良賃貸住宅制度等事業者向け説明会

内容 高齢者向け優良賃貸住宅制度および借上げ市営住宅制度の一部改正についての説